

教育・保育給付認定及び保育施設等利用申込に係る確認・同意書

下記項目の内容を確認のうえ、非該当の場合でも承諾欄にチェックをしてください。

NO	項目	承諾欄
1	市は教育・保育給付認定に必要な保護者および同居世帯の課税状況等について調査し、その情報に基づき決定した保育料(利用者負担)について、施設等に対して提示します。	<input type="checkbox"/>
2	保育料は、必ず、納期限までに納めてください。やむをえず支払いが遅れる場合は、必ず、事前に保育・幼稚園係または利用施設等まで連絡してください。保育料の未納がある場合、法令に基づき、差押え等の滞納処分をすることがあります。	<input type="checkbox"/>
3	保護者が非課税の場合、同居の方の所得を含めて保育料を算定します。なお、ひとり親の方でパートナーがいる場合は、保護者の課税・非課税に関わらずパートナーも保育料算定に含めます。	<input type="checkbox"/>
4	税の申告をしていない場合や不備がある場合等、市民税が決定されていない方は一旦最高額の保育料に決定しますので、税の申告漏れ等にご注意ください。なお、税の修正申告をした場合は、保育・幼稚園係にご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
5	提出された書類の内容が事実と異なる場合、決定後でも施設等の利用を取り消すことがあります。また、書類の内容について就労先等に確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
6	就労、疾病、就学、介護・看護の要件で申込み場合、「週に3日以上」かつ「一日4時間以上」を常態としていることが必要です。	<input type="checkbox"/>
7	父母(別居の場合を含む)の保育を必要とする事由を確認できる書類の提出がない場合は、「求職活動」での取り扱いとなり、短時間認定になります。入所月(定期利用開始月)の翌月の新規入所受付締切日(市公式サイト参照)までに「週に3日以上」かつ「一日4時間以上」の就労とわかる就労証明書を窓口へ提出し、認定変更の手続きを行ってください。間に合わない場合、保育の利用は解除となります。なお、月途中から要件を変更することはできません。就労要件・標準時間にできるのは、書類提出の翌月一日からです。	<input type="checkbox"/>
8	18歳～65歳未満の同居家族全員分の保育を必要とする事由を確認できる書類の提出がない場合や、提出された内容が基準に満たない場合は減点対象となります。	<input type="checkbox"/>
9	申込み後及び施設等利用開始後に家庭状況(勤務先の変更・退職・妊娠出産・転居・離婚・結婚・同居人の変更)や、保育を必要とする事由(就労・疾病・求職等の要件)に変更が生じた場合には、速やかに保育・幼稚園係まで変更を申し出てください(詳細については、羽村市保育園・幼稚園等ガイドブックの21・22ページ参照)。報告が遅れた場合、利用が解除となる可能性があります。	<input type="checkbox"/>
10	保育を必要とする事由がなくなった場合には、施設等の利用申込みを取り下げてください。	<input type="checkbox"/>
11	食物アレルギー、障害、持病、宗教上の理由等により特別な配慮が必要な場合、申込みをする児童と事前に希望施設を見学し、受入れが可能か確認をしてからの申込みが必須となります。事前に施設との調整なく申込みをした場合、空きがあっても入所が不可となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
12	申請時点で空きがない施設も申込みは可能です。利用調整の段階で空きができる場合もあるため、希望がある場合には記入していただいて構いません。	<input type="checkbox"/>
13	希望施設は自宅からの距離や通勤手段等を考慮し、通える施設のみ記入してください。	<input type="checkbox"/>

裏面に続きます

NO	項目	承諾欄
14	【同一の世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる場合】 手帳のコピーを提出いただくことで、保育料の減額対象となります(所得の階層区分による)。また、申込み児童が手帳を所持していてコピーを提出した場合、加点対象となります。	<input type="checkbox"/>
15	【保護者が保育士資格をお持ちの場合】 保護者が保育士として施設等において従事している、または従事することが内定している場合、保育士資格を証明する書類のコピーをご提出いただくことで、加点対象となります。	<input type="checkbox"/>
16	【求職要件で申込み場合】 入所月(定期利用開始月)の翌々月の新規入所受付締切日(市公式サイト参照)までに「週に3日以上」かつ「一日4時間以上」の就労とわかる就労証明書を窓口へ提出し、認定変更の手続きを行ってください。間に合わない場合、保育の利用は解除となります。なお、月途中から要件を変更することはできません。就労要件・標準時間にできるのは、書類提出の翌月一日からです。 また、入所月(定期利用開始月)を含め3ヶ月以内に就労等の要件を満たさず、認定期間が終わる場合、年度内は求職要件での再度申込みはできません。	<input type="checkbox"/>
17	【育児休業からの復帰で申込み場合】 入所月の翌月一日までに復帰し、その後1ヶ月以内に復職証明書(入所決定後市から送付)をご提出ください。利用申込みの際に提出された就労証明書の内容(就労時間や日数)が復職証明書の内容と乖離している場合、入所が取り消しとなることがあります。また、期日までに復職証明書の提出がない場合、解除となることがあります。	<input type="checkbox"/>
18	【出産要件で申込み場合】 出産予定月と前後2ヶ月の5ヶ月間が対象期間です。もともと就労がなく出産要件でお申込みの場合、最終月末で解除となります。期間後も利用を希望する場合は、解除後に再度新規での申込みとなりますので、継続して利用できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
19	【就労内定で申込み場合】 就労証明書の雇用期間が入所申込み日より後の場合、内定での審査となります。就労開始後に再度就労証明書の提出が必要です。入所が決まった月の月末までにご提出ください。申込みの際に提出している就労証明書の内容と実際の状況に乖離がある場合は、入所が取り消しとなることがあります。	<input type="checkbox"/>
20	【家庭的保育の利用を希望する場合】 家庭的保育者は短時間での利用のみです。就労等の場合でも標準時間でお使いいただくことはできません。また、事前の見学が必要です。	<input type="checkbox"/>
21	【横田基地にお住いの場合】 横田基地住宅管理課が発行する「PROOF OF RESIDENCY(居住証明書)」を提出してください。羽村エリアにお住いの方のみ、お申込みいただけます。	<input type="checkbox"/>
22	【海外収入がある方、基地内で働いている場合】 海外収入がある場合、就労先が発行する収入の証明書が必要です。基地内で働いている場合にはW-2(wage & tax 米国の給料と納税の明細書)の提出が必要です。提出がない場合、最高額の保育料で決定となることがあります。	<input type="checkbox"/>
23	【羽村市外から転入予定で申込み場合】 入所希望月の前月末日までに羽村市へ転入(住民票の異動)し、子育て支援課保育・幼稚園係にて転入手続きを行ってください。期日までに転入手続きを行わなかった場合、入所が取り消しとなることがあります。	<input type="checkbox"/>

上記項目について確認、承諾しました。

年 月 日

保護者氏名

24	【マイナンバーについて】 ※同意なしの場合、確認書類にてマイナンバーを確認する必要があります。 子ども・子育て支援法施行規則に基づく認定申請等に係る記載事項の個人番号(マイナンバー)について、職権で閲覧することに同意します。
----	---

上記項目について確認、同意しました。

年 月 日

保護者氏名